

平成27年11月25日（水） 13：30
石狩市役所5階 第2委員会室

平成27年度第2回 石狩市社会福祉審議会提出資料

事業所内保育事業の設置認可について

石狩市保健福祉部

1 諮問の趣旨

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月に本格スタートしました。

石狩市は、この「子ども・子育て支援新制度」の実施主体であり、事業所内保育事業の設置認可を得ようとする者からの申請に対し、設置認可をしようとするときは、あらかじめ石狩市社会福祉審議会の意見を聴く必要があります。

このため、石狩市が事業所内保育事業の設置を認可するに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

2 事業所内保育事業について

家庭的保育事業等とは、地域型保育事業とも呼ばれる市町村による認可事業で、施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0 歳から 2 歳までの子どもを預かる事業です。家庭的保育事業等には、次のとおり家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 つのタイプがあります。

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

小規模保育事業

少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

居宅訪問型保育事業

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行います。

事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

このうち事業所内保育事業は、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育するものであります。

(1) その他の乳児及び幼児の定員枠

事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄の利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設ける必要があります。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(2) 区分

事業所内保育事業には、利用定員が20人以上の「保育所型事業所内保育事業」を行う事業所（保育所型事業所内保育事業所）と利用定員が19人以下のものに限る「小規模型事業所内保育事業」を行う事業所（小規模型事業所内保育事業所）があります。

3 事業所内保育事業の設置認可について

（事業所内保育事業の設置認可に係る資料は、当日配付し、本審議会終了後に回収）

4 今後のスケジュール

- ・平成27年11月：本審議会からいただいた意見や答申を踏まえ、事業所内保育事業の設置認可について決定
- ・平成27年12月：事業所内保育事業の開始